

ア 鎌倉市

災害時における相互応援に関する協定

上田市と鎌倉市は、両市が都市提携の盟約の締結市であることにかんがみ、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 常備消防隊の派遣
- (2) 応急復旧活動等に必要の人員の派遣及び車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資器材及び物資の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童及び生徒の受け入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市(以下「要請市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市(以下「応援市」という。)は、極力これに応ずるものとする。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第4条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年8月18日

上田市長 母袋 創 一

鎌倉市長 石渡 徳 一

イ 上越市

姉妹都市災害時相互応援に関する協定

上田市と上越市（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1号から第3号までに掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負担とする。
- (2) 第1条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。
- (3) 第1条第5号及び第6号に掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負

担とする。

(損害賠償等)

第 6 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援都市が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第 7 条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第 5 条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第 8 条 姉妹都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第 9 条 各姉妹都市は、それぞれの友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは、姉妹都市に対して協力を求めることができるものとする。

(資料の交換)

第 10 条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、姉妹都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、各市長が署名の上、各自 1 通を保有する。

平成 18 年 8 月 18 日

上田市長 母袋 創 一

上越市長 木浦 正 幸

ウ 豊岡市

災害時における相互応援に関する協定

上田市と豊岡市（以下これらを「協定都市」という。）は、姉妹都市提携盟約書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定都市（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災都市が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った協定都市（以下「応援都市」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するものとする。

(損害補償等)

第 6 条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第 7 条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第 8 条 応援のため派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第 9 条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災訓練等に積極的に協力するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、協定都市の長双方が署名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 18 日

上田市長 母 袋 創 一

豊岡市長 中 貝 宗 治

エ 九度山町

災害時における相互応援に関する協定書

上田市と九度山町（以下これらを「協定都市」という。）は、姉妹都市提携盟約書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定都市（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災都市が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った協定都市（以下「応援都市」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するものとする。

(損害補償等)

第 6 条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第 7 条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第 8 条 応援のため派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第 9 条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災訓練等に積極的に協力するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、協定都市の長双方が署名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 8 月 18 日

上 田 市 長 母 袋 創 一

九 度 山 町 長 岡 本 章

オ 練馬区

練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上田市（以下これらを「協定都市」という。）は、友好提携に関する合意書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の活動内容、職種および人員
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間
- (5) 応援場所およびその経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もし

くは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(応援協力)

第10条 協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している埼玉県上尾市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、埼玉県上尾市から飲料水の供給に関する応援要請により、上田市が埼玉県上尾市に対し、飲料水を供給するための給水車を派遣するときは、上田市は、練馬区に対して飲料水の補給の要請を行うことができる。

3 練馬区は、前項の要請があったときは、給水車に飲料水の補給を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第12条 平成18年8月18日付けで協定都市において締結した災害時における相互応援に関する協定は、本協定の施行をもって失効するものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成25年4月3日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成25年4月3日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 志村 豊志郎

長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上田市長 母袋 創一